

尾張北部環境組合監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり監査の結果を公表する。

平成30年11月30日

尾張北部環境組合

監査委員 高木正章

尾張北部環境組合

監査委員 齊木一三

平成30年度 定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象

平成30年度 尾張北部環境組合財務に関する事務の執行

第2 実施年月日及び場所

平成30年11月27日（火）

江南市役所 第3委員会室

第3 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿及び提出された資料と照合をし、併せて、関係職員の説明を求め、財務に関する事務の執行について監査した。

第5 監査の結果

財務に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。